

塩化銀売払い仕様書

1 売払い物件

- (1) 物件名 佐賀県衛生薬業センター塩化銀
- (2) 重量 15.00kg (容器の重量を除く。)
- (3) 性状 化学的酸素要求量の水質検査時に発生した廃液から塩化銀を沈殿させ、自然乾燥させたもの。

※ 上記の塩化銀は、化学的酸素要求量の水質分析時に発生した廃液に塩化ナトリウム又は塩化ナトリウム水溶液を混ぜ沈殿させ、自然乾燥させたものであるため、全体の重量には水分及び他の不純物が含まれる。なお、不純物の含有量は全体の均一性を保証するものではない。

※ 売払い物件は、引渡し直前に計量して引き渡す。

※ 売払い物件に保管用容器を含めるものとし、容器ごと引き取ること。

2 物件の確認及び見本の配布

物件の確認及び見本の配布は以下のとおり行う。見本の配布は、入札参加確認申請書を提出した者（以下、「申込者」という）に限る。公示前に行う、見積り書提出のための見本の配布はこの限りではないが、その場合、入札参加確認申請書提出後の見本の配布を受けることは出来ない。

- (1) 場所 佐賀市八丁畷町1-20 佐賀県衛生薬業センター 1階検査室
- (2) 日時 令和7年12月10日（水）午前9時から12時及び午後1時から4時
- (3) 見本配布 1回限り20gまで提供する。申込者が採取容器類を持参し、任意の箇所（複数可）を当所職員が採取する。12月9日（火）までに担当へ電話して時間を予約してから来所すること。
- (4) 担当 佐賀県衛生薬業センター 理化学課 富山
電話：0952-30-5009（内線404）

3 物件の引渡し

- (1) 契約金額の完納が確認できた後、物件の引渡しを行うこととする。
- (2) 塩化銀の引渡し場所は次のとおり。
佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝119 一般社団法人 佐賀県計量協会
- (3) 物件の引渡しは、午前10時から午後4時00分までに行うこととし、契約金額納付後に物件の引渡し日時を、事前に連絡し調整すること。
- (4) 物件の引渡しに係る経費はすべて、落札者の負担とする。
- (5) 搬出作業には県職員が立会う。その際、台車が必要あれば職員に申し出ること。
- (6) 売払い物件の重量は県が事前に準備した、検定済み計量器で落札者の立会いのもと、県職員が計量を行う。当日、落札者は当該引取り場所にある計量器を使用可能とするが、疑義のある場合は、落札者が準備すること。
- (7) 計量後、直ちに計量・受取完了通知書を立会う県職員に提出すること。これにより塩化銀の引渡し完了とする。

4 その他

- (1) 売払い物件の取扱いについては、関係法令等に従って適正に行うこと。
- (2) 売払い物件の引渡し完了以後において、当該物品について事故等が発生しても県は一切責任を負わない。
- (3) その他疑義については、県及び引取り事業者双方が協議の上で解決する。